

---

# 第1次紀美野町長期総合計画・基本構想

---

---

紀 美 野 町

## 第1部 序 ～紀美野町のまちづくりを考える

---

### 第1章 総合計画の趣旨

- 1. 策定のねらい \_\_\_\_\_ 1
- 2. 構成と期間 \_\_\_\_\_ 3

### 第2章 紀美野町のまちづくりに向けて

- 1. 取り巻く社会の動向 \_\_\_\_\_ 5
- 2. 地域概況 \_\_\_\_\_ 9
- 3. 町民の意向 \_\_\_\_\_ 11
- 4. まちづくりの主要課題 \_\_\_\_\_ 16

## 第2部 基本構想 ～紀美野町のまちづくり目標を定める

---

### 第1章 まちづくり将来像

- 1. めざす将来像 \_\_\_\_\_ 19
- 2. 将来人口 \_\_\_\_\_ 22
- 3. 土地利用と機能整備の方向 \_\_\_\_\_ 26

### 第2章 まちづくりの分野施策の方針

- 分野施策の体系 \_\_\_\_\_ 29
- 1. みんなでつくるまちづくり（協働と交流） \_\_\_\_\_ 30
- 2. 住みやすいまちづくり（快適な暮らし） \_\_\_\_\_ 31
- 3. 安全・安心なまちづくり（安全・安心な暮らし） \_\_\_\_\_ 32
- 4. 福祉の充実したまちづくり（心豊かな暮らし） \_\_\_\_\_ 33
- 5. 豊かな教育をめざすまちづくり（生涯学習） \_\_\_\_\_ 34
- 6. 活気のあるまちづくり（活力ある産業） \_\_\_\_\_ 35
- 7. 行財政改革をめざすまちづくり（自治体運営） \_\_\_\_\_ 36

- 基本構想の体系図 \_\_\_\_\_ 37

# 第 1 部 序 ~ 紀美野町のまちづくりを考える

## 第 1 章 総合計画の趣旨

### 1. 策定のねらい

この計画は、地方自治法に定められた紀美野町の合併後第 1 次にあたる総合計画であり、合併後における町の現状と課題を改めて見直し、取り巻く環境変化に対応するまちづくりのあり方、今後 10 年におけるまちづくりの目標と活性化の仕組みや過程を表す総合計画です。

平成 18 年 1 月 1 日、旧野上町と旧美里町が合併し、紀美野町が誕生しました。合併において旧 2 町の合併協議会の協議と合意のもとに策定された「新町建設計画（新町まちづくり計画）」（平成 16 年 11 月）をこれまでのまちづくり指針にしてきました。この総合計画では、「新町建設計画」の基本方向や計画内容を十分に尊重しつつ、具体性や実効性などについて検討を加え、まちづくりを推進するための総合的な指針として策定するものです。

この計画では特に、合併後の様々な新たな課題や住民ニーズへの対応を強化するとともに、広範となった町域が保有する資源を地域の連携で活かし、町域の均衡ある発展をめざし、融合と一体感を醸成していくことを重視します。

また、自治体を取り巻く厳しい財政状況のなかで、合併効果を高め、持続可能な行政運営を推進するとともに、個性的で元気なまちにするため、多様な主体の参画により公共的サービスを提供していく「新しい公共空間の形成」を重点とする自治体経営を基本にします。そのため、「行財政改革」（行政内部の変革）を重視した計画とするとともに、住民と行政が連携し、分担してまちづくりを進めていく「地域協働」と「住民自治」（住民と行政の関係の変革）のあり方を示す計画とします。

#### < 総合計画の役割・性格 >

紀美野町のまちづくり、地域経営の最上位に位置する計画となるものです。紀美野町がめざす目標とまちづくり推進及び行政運営の指針を示します。住民や企業等民間における、まちづくり活動への主体的な参画のための方向性を示すなど、行政とともに進めるまちづくりの指針となるものです。国・県等に対しては、本町に関連する計画や事業を実施するにあたって、紀美野町のまちづくり指針として示すとともに、本計画の実現に向けての協力を要請するものです。

#### < 補足説明：総合計画と新町建設計画 >

総合計画は、地方自治法第 2 条第 4 項で「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない」とされています。一般には基本構想とこれに基づく基本計画・実施計画で構成する総合計画を意味しています。

新町建設計画は、市町村の合併に関する法律（合併特例法）に基づき、旧町が合併するための指針となったものであり、また、合併に伴う財政支援措置を有効に活用するための計画であり、県知事との協議を経て法定の合併協議会において策定されたものです。

#### < 補足説明：「新しい公共空間の形成」と「地域協働」・「住民自治」 >

「新しい公共空間の形成」とは、公共的サービスは行政が担うべきものという従来の考え方から、地域において担い手となりうる多様な主体（住民、コミュニティ組織、各種団体、NPO、民間事業者や企業等）の参画を得て、行政と協働して公共的サービスを提供していく仕組みに変革していくことです。

なお、「新しい公共空間」の考え方は、平成 17 年 3 月「分権型社会に対応した地方行政組織運営の刷新に関する研究会」（総務省）により、今後の自治体運営のあり方として提言されています。

「協働」は、「同じ目的のために、協力して働くこと」であり、「地域協働」とは、「住民がお互いに、そして住民と行政が、それぞれが持つ特性を活かしながら、補完しあい、協力して、地域課題の解決にあたること」です。

また、地域協働を進めるためには「住民自治」の強化が不可欠となります。地方自治の 2 つの柱である「団体自治」と「住民自治」のあり方を再考しなければなりません。

「住民自治」とは、「地域・コミュニティの事柄・問題は、まず、地域の人々がみんなで考え、責任を持って決定し、解決を主導していくこと」であり、住民が首長や議会議員を選挙し、施策の決定と実施をゆだねる間接的行政参加に加えて、住民が直接自分たちの力をもっと活かし、行政と協働していく新しい仕組みが必要です。

このような協働の意義を地域みんなで共有することから「協働のまちづくり」は始まります。「地域協働」には、住民と行政の協働、住民がお互いの理解のもとに支え合い、協力しあう住民相互の協働という 2 つの場面があります。

この「地域協働」を進めることによって、「団体自治」と「住民自治」がバランスのよい両輪となり、まちづくりを進める地域の力は高まります。

## 2. 構成と期間

この計画は、「基本構想」、「基本計画（前期・後期）」、「実施計画」で構成します。

### 基本構想

取り巻く環境変化、町の特性と課題を踏まえ、めざすべき目標を定め、まちづくりの方向を示します。

平成 19 年度(2007 年)を初年度とし、平成 28 年度(2016 年)を目標年度とする 10 か年計画とします。

### 基本計画

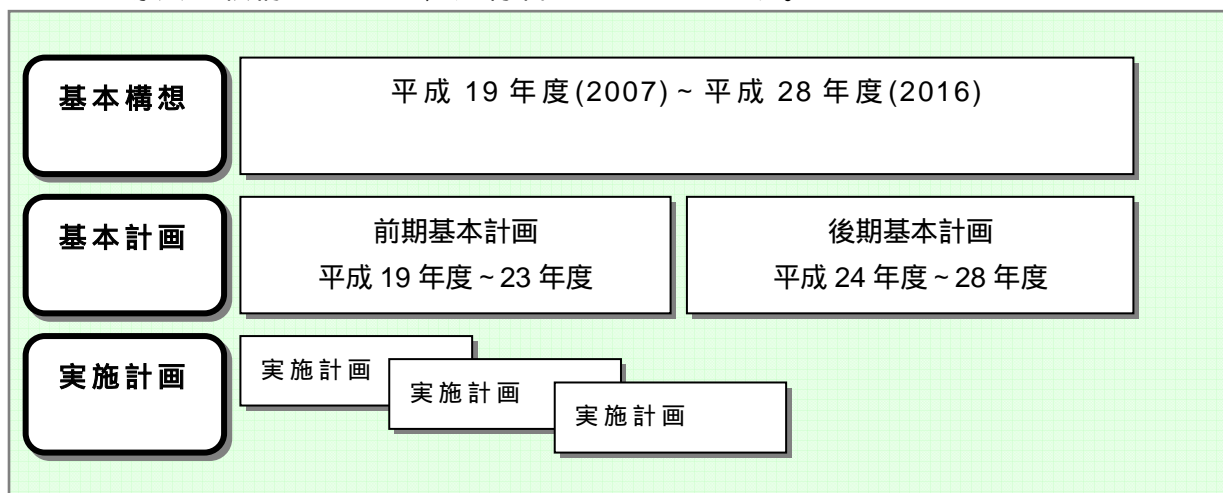
基本構想で定めた目標とまちづくりの方向を踏まえて、その実現に必要な施策・事業を体系的に定めます。行政が主体となって進めるべきもの、支援するもののほか、住民の活動や民間活力で進めるべきものへの期待や働きかけ、国・県等への要望事項なども加えた内容とします。

基本計画は、平成 19 年度(2007 年)から平成 23 年度(2011 年)の 5 か年を前期基本計画とし、平成 24 年度(2012 年)から平成 28 年度(2016 年)の 5 か年については、前期計画の進捗状況や施策・事業の評価、成果等を踏まえ、後期基本計画として見直します。

### 実施計画

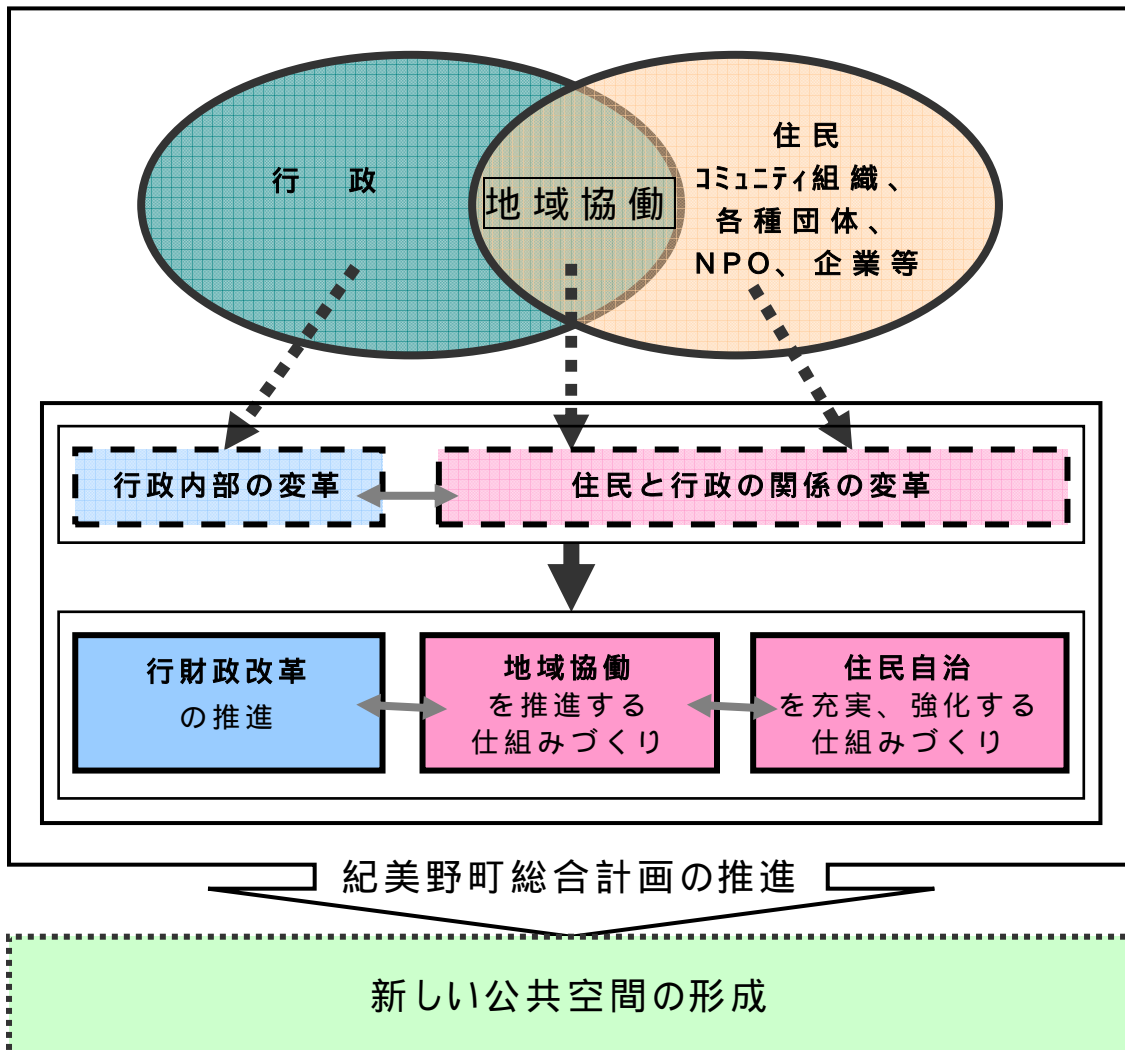
実施計画は、基本計画で定めた施策・事業の具体化を図るため、施策・事業の優先度や実効性に基づき、実施時期、具体的な事業内容、事業量などを計画化するもので、財源内訳を明らかにし、毎年度の予算編成の指針とします。

なお、実施計画については、今後の法改正や制度改革等の取り巻く環境が不透明な時代にあって、より効果的な事業を実施していくため、今後の環境変化、財政状況、事業の進捗状況や実施成果を踏まえ、計画期間等について柔軟に対応していきます。また、計画・事業実施・評価・改善の循環を基本にする行政評価システムの導入を検討しながら、進行管理していきます。

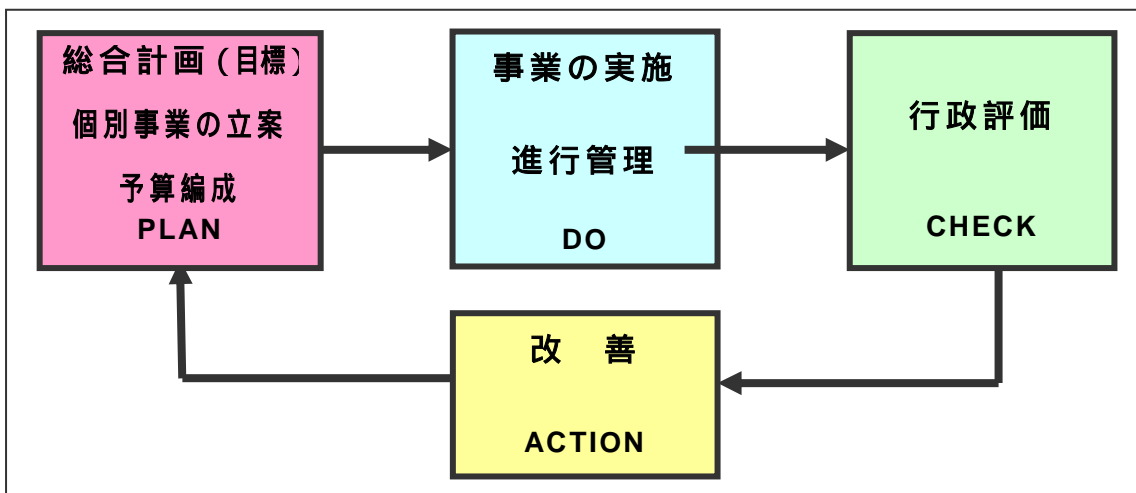


< 参照：総合計画の推進 >

### 行財政改革・地域協働・住民自治の推進の概念



### 総合計画を基本とするP・D・C・Aの循環



## 第2章 紀美野町のまちづくりに向けて

### 1. 取り巻く社会の動向

#### (1) 人口減少と少子高齢化の進行

##### 人口減少社会

わが国の総人口は、平成18年にピークに達した後、人口減少社会に転じることが予測されています。これまでのいわゆる右肩上がりの社会を支えてきた人口の持続的な増加が終わり、人口減少過程に入ろうとしており、経済社会に深刻な影響を及ぼすものと懸念されています。

##### 少子高齢化

わが国では、世界の先進国のなかでも類をみない速度で、高齢化が進行しています。平成17年(国勢調査)には、わが国の高齢化率が21%に達し、超高齢社会に移行しつつあります。

また、未婚化・晩婚化傾向が進むなか、全国的に急速な少子化が進行しています。国における平成17年度の合計特殊出生率は、1.25となり、過去最低の水準となりました。この数値は、先進国のなかでももっとも低い水準であり、わが国の少子化の進行が極めて深刻な状況となっていることを示しています。

#### (2) 環境共生

##### 環境意識の高揚

世界の人口増加は、オゾン層の破壊や温暖化の進行など地球の環境に大きな影響を及ぼし人類の生存に関わる地球環境問題はより深刻化し、二酸化炭素等温室効果ガスの排出量の削減目標と森林などによる吸収量の算入を定めた国際的な取り決めである京都議定書に基づいて国際的な取り組みが進められています。

こうしたなかで人々の地球規模の環境保全に対する認識は高まり、身近な環境問題に取り組む活動が活発化するとともに、事業者や行政による環境ISO<sup>\*</sup>取得が進んできています。

##### 循環型社会づくり

大量消費・廃棄の生活の現状を見直し、環境負荷(環境に及ぼす悪影響)を低減する様々な取り決めや規制対策が本格化し、持続可能な循環型社会づくりが求められています。ごみの減量化・リサイクルの強化をはじめ、製造者や住民一人ひとりの日常的な環境保全へ責任がより重要となっています。また、太陽光や風力などの自然エネルギー、廃熱利用や廃棄物利用など資源を有効活用するローカルエネルギー<sup>\*</sup>の利用促進への取り組みもさらに進むことが予想されます。

---

\* ) 環境 ISO : 企業や自治体等が自らの活動から生じる環境負荷を低減するために、自主的・継続的に環境への影響を改善していく経営に取り組んでいる組織として世界的な基準で認証する制度である。

\* ) ローカルエネルギー : 太陽・風力・地熱・中小水力・海洋・廃熱・バイオマス(植物・木質資源)など、地域で得られる資源から得るエネルギーのこと。

### (3) 災害等に関する危機管理

#### 災害の多発

近年、世界の各地で多くの自然・人為的災害が発生しています。阪神・淡路大震災以降、各地域で災害に対する取り組みが進められていますが、十分なものとはなっていないのが現状です。その後、平成16年に起きた台風23号や新潟中越地震は各地域で甚大な被害をもたらし、災害に対する危機管理の必要性を改めて痛感することとなりました。

#### 危機管理対策

今後は、台風・地震などの自然災害、火災や犯罪などの対策について、行政はもちろんのこと、住民や事業者などが全体で相互に連携しながら取り組んでいく必要があります。このため、危機管理に対する意識の醸成や体制の充実強化を図り、安心して暮らせるまちづくりを進めなければなりません。

### (4) ライフスタイル<sup>\*</sup>・価値観の多様化

#### 質的な豊かさ志向

近年、人々の価値観は、「生活の利便性」よりも「自然とのふれあい」、「所得・収入」よりも「余暇・自由時間」を求めるなど、「物の豊かさ」から「心の豊かさ」へ変化し、健康、安全、ゆとり、自然、文化、レジャーなど生活の質的充実を求める活動に重点を置く傾向が強まっています。

また、個性化を求める志向がより拡大し、田舎暮らし・多自然居住を求めるニーズなど多様な生活様式に対応できる地域環境、各々の地域で暮らす魅力を住民が実感できる環境整備が求められます。

#### ライフスタイルの多様化

情報化社会の進展、経済・文化の国際化、女性の社会参加の進展などを背景に、人々のライフスタイルは多様化しています。社会を構成するあらゆる人々にとって暮らしやすい、ユニバーサル・デザイン<sup>\*</sup>の考え方に立った社会づくりを進めていかなくてはなりません。特に、生涯学習活動、ボランティア活動など、誰もが自己実現できる機会の充実は、住民主体のまちづくりに欠かせない要素になります。

### (5) グローバル経済<sup>\*</sup>のなかでの地域産業

#### 産業構造の変化

世界における経済的な結びつきが強まる中、わが国の産業構造も、国際化の影響を受け、大きく再編していくことが求められています。特に、製造業においては、海外生産拠点のシフトによる国内産業の空洞化が進んでおり、従来の企業誘致中心の産業振興は難しい状況にあります。

---

\* )ライフスタイル：生活様式に加えて、各人の人生観や生活観まで含めて意味する際に用いる。

\* )ユニバーサル・デザイン：心身の障害などを有する人、高齢者や子どもなど、誰でも障壁なく使える汎用性を備えた製品や機能をあらかじめデザインすること。

\* )グローバル経済：一国の経済が国際市場・経済に大きく左右され、国境を越えて世界的な規模で拡大する経済状況のこと。

今後も経済のソフト化、サービス化<sup>\*</sup>)がさらに進展し、既存産業の高付加価値化や新規産業の創造が重要になります。このことは、雇用面にも影響し、製造業・建設業等の雇用が減少する一方でサービス業の雇用が拡大しています。

### 地域間競争の激化

構造改革特区など全国一律の政策によるのではなく、地域自らの創意工夫を發揮したまちづくりが全国各地で進むことにより、地域産業においても地域間競争の激化が予想されています。地域経済においては、企業等の誘致や公共事業に依存すること無く、地域が保有する技術や資源を効果的に活かし、産業間を結びつけ、新たな情報と技術を加えて、地域の創意で付加価値を積み重ねていく地域内発型の産業づくりがより重要になってきます。

## (6) ICT<sup>\*</sup>) 社会の到来

### 情報通信技術の進展

デジタル技術や光ファイバーなど情報通信技術の進歩と基盤整備の推進により、高速で大容量の情報通信が本格化し、経済活動や日常生活などあらゆる分野で飛躍的に情報化が進み、大きな変革をもたらすとともに、情報は地域のライフラインになってきています。また、情報が多様な形態で「いつでも、どこでも、何でも、誰でも利用できる」次世代の情報技術環境の実現が進められています。

### 情報リテラシー<sup>\*</sup>)

情報通信技術の急速な普及にともない、インターネットを利用したさまざまなサービスにより生活が便利になる一方で、情報への不正アクセスなどによるハイテク犯罪の脅威・個人情報の流出・プライバシーの侵害などの危険性が急速に増加しています。また、情報へのアクセスに関する能力の違いなどに起因する個人や地域間の情報格差の発生などが懸念されており、情報活用に必要な知識や能力の向上が求められています。

## (7) 国際化の進展

### 国際間の連携

現在は、インターネットをはじめとする情報手段の高速化や交通網の整備などにより、世界との時間距離が短縮し、人々の活動はますますボーダーレス化<sup>\*</sup>)しています。また、地球環境問題をはじめ、地球規模で取り組まなければならない課題が増えています。

このように様々な分野で人・物・情報の国際間の交流と結びつきが強まるなか

---

\* ) ソフト化、サービス化：モノの生産より技術、情報などソフト部門の比重が高まり、経済活動のなかでサービスの占める割合が増大すること。

\* ) ICT：IT(情報技術)にCommunication(コミュニケーション)を加えた表現(Information and Communication Technology)。ITインフラの整備から「いつでも、どこでも、何でも、誰でも情報を利用できる」ユビキタス社会に移行するなかで、情報通信におけるコミュニケーションの重要性が増すことから、ITに代わりICTが用いられている。

\* ) 情報リテラシー：コンピュータなどの情報機器を使いこなすために必要となる知識や能力のこと。

\* ) ボーダーレス化：国境を越えて、人、金、物、情報が自由に移動する社会状況のこと。

で、国際間の相互連携の強化が必要となってきました。

### **国際化対応のまちづくり**

地方においても姉妹都市交流にとどまらず、学術・文化交流を目的とした外国人来訪者のほかに、製造業などにおいて外国人労働者の雇用が進み、国際化が急激に進んでいます。このような、国際化の流れの中で、国際化に対する意識の向上と人材育成を図るとともに、世界に通用する地域や産業、文化づくりを推進し、国際化に対応したまちづくりをめざす必要があります。

## **( 8 ) 地域間交流と連携**

### **地域間交流**

地域活性化に向けて、異なる地域が相互に交流・連携していくパートナーシップの地域づくりが求められています。行政枠を越えた地域間交流、連携事業の推進がますます重要になります。

### **交流の力**

地域の人材や資源のみならず、地域外の力を有効に活用する交流ネットワークづくり、交流人口を地域振興に活かすことが重要となり、基盤となる地域間の交通や情報網の整備、交流企画の推進、多様な地域づくりのパートナーづくりが求められています。

## **( 9 ) 地方分権における主体的なまちづくり**

### **地方分権**

国と地方の関係を見直すことを目的とした地方分権一括法が施行され、様々な分野における行財政の権限や責任の国から地方公共団体への委譲とともに、三位一体改革<sup>\*</sup>などが進みつつありますが、権限委譲に見合う財源配分は不十分で、自主財源の確保も困難になり、自治体の財政運営は極めて厳しい状況が続くことが予想されています。

このため、地方自治体はこれまで以上に自立性の高い行政主体となることが求められ、高度化する行政事務に的確に対応できるよう、行政能力の向上を図らなければなりません。

### **自治体経営と住民自治**

地方分権の進展に対応できる地域づくりの仕組みが求められています。限られた財源と人材を有効に活用する行財政改革を一層推進するとともに、住民、コミュニティ組織・団体・NPO等、事業者など多様な主体が参画し、連携と分担で公共的なサービス分野を担っていく地域協働型の自治体経営に変革していく必要があります。

また、社会環境の変化に対応できる地域社会を創るためには、地域住民自らが、創意工夫をもって地域課題の解消に取り組んでいく住民自治の強化が重要となります。地域に密接なコミュニティ活動の充実を図るとともに、住民自治組織としての機能が発揮される地域自治システムの構築と推進が必要です。

---

<sup>\*</sup> ) 三位一体改革：国庫補助負担金の改革、財源移譲を含む税源配分の見直し、地方交付税の見直しを内容とする国が進める財政改革。

## 2. 地域概況

### 位置と地勢

本町は、紀伊半島の中央部西寄り、和歌山都市圏に位置する面積 128.01km<sup>2</sup>で、東はかつらぎ町、南は有田川町、北は紀の川市、西は海南市に接しています。丘陵地と山地からなる町域には、北部の梨木山系と霊峰高野山に源とする貴志川(紀ノ川水系)本流とその支流真国川が流れ、これに沿う谷間のわずかな平坦地に 56 の集落と農地が散在しています。

温暖多雨な気候ですが、町の東部地域では冬季の積雪や凍結による交通支障も発生する時があります。

### 交通

本町の幹線道路は、貴志川に沿って東西に走る国道 370 号とこれから分岐する町北部の玄関口となる県道岩出野上線、真国川に沿う主要地方道高野口野上線、有田方面への県道奥佐々阪井線、県道野上清水線、県道生石公園線、また、町中央部から南下する主要地方道美里龍神線、町東部から南下する県道花園美里線、町中央部から北部への玄関口となる紀州サンリゾートライン線、町北部を東西に走り、ふれあい公園・動物愛護センターへのアクセス道路となる長谷国木原線、志賀野井ノ口線の計 11 線で構成しています。

県都和歌山市へ 27km、海南市へ 10km と都市部に近距離にあるものの、幹線道路の改良整備が遅れており、所要時間の短縮が改善できない状況にあります。

### 人口と世帯

本町の人口は、わが国に高度成長期以来、人口減少を継続しており、昭和 50 年頃からは減少幅の縮小がみられたものの、近年は再び減少幅が強まっています。平成 17 年の国勢調査では、11,643 人となり、年少人口(0~14 歳)比率は 9.8%に低下し、老年人口(65 歳以上)比率は 35.2%に増加しています。

世帯数は、近年減少を続けており、平成 17 年の国勢調査では、4,214 世帯となり、人口に比べて減少率は少ないものの、核家族化や高齢者世帯の増加から 1 世帯当り人員は減少を続けています。

このような中で、町では様々な定住環境の改善と定住促進対策を進めており、本年度からは県の田舎暮らし支援事業に取り組み、観光や交流と連携した新定住のさらなる促進をめざしています。

### 就業

就業者数は、人口減少に伴って減少を続けており、人口の高齢化を反映し、対 15 歳以上人口就業率も低下しています。

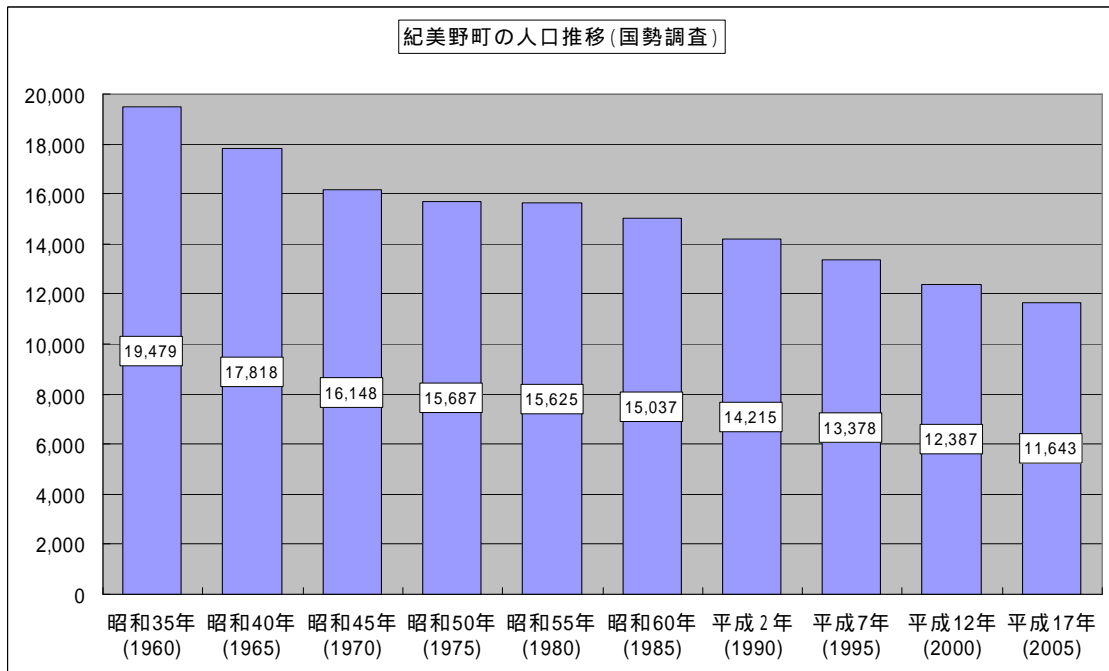
平成 12 年(国勢調査)の就業者数(常住地ベース)は、6,096 人(第 1 次産業 15.9%、第 2 次産業 33.4%、第 3 次産業 50.7%)で、第 1 次の大幅な減少、第 2 次の減少、第 3 次の増加を続けています。

なお、平成 12 年では、紀美野町外への通勤者は、2,260 人(常住地就業者数の

37.1%)を数え、就業者の約4割が町外で就業(昼間流出)しています。また、紀美野町内で従事する就業者数(従業地ベース)は、5,115人で、この内、町外からの通勤者(昼間流入)は、1,279人(従業地就業者数の25.0%)となっています。

<人口・世帯数の推移(国勢調査)>

	総人口	0~14歳	構成比	15~64歳	構成比	65歳以上	構成比	世帯数(総世帯)	世帯当り人員
昭和35年(1960)	19,479	5,617	28.8	12,088	62.1	1,774	9.1		
昭和40年(1965)	17,818	4,366	24.5	11,522	64.7	1,930	10.8		
増減率 増減数	8.5 1,661	22.3 1,251	/	4.7 566	/	8.8 156	/		
昭和45年(1970)	16,148	3,380	20.9	10,514	65.1	2,254	14.0		
増減率 増減数	9.4 1,670	22.6 986	/	8.7 1,008	/	16.8 324	/		
昭和50年(1975)	15,687	3,049	19.4	10,135	64.6	2,503	16.0	4,324	3.63
増減率 増減数	2.9 461	9.8 331	/	3.6 379	/	11.0 249	/	/	/
昭和55年(1980)	15,625	2,924	18.7	9,910	63.4	2,791	17.9	4,403	3.55
増減率 増減数	0.4 62	4.1 125	/	2.2 225	/	11.5 288	/	1.8 79	/
昭和60年(1985)	15,037	2,662	17.7	9,381	62.4	2,994	19.9	4,329	3.47
増減率 増減数	3.8 588	9.0 262	/	5.3 529	/	7.3 203	/	1.7 74	/
平成2年(1990)	14,215	2,142	15.1	8,712	61.3	3,361	23.6	4,345	3.27
増減率 増減数	5.5 822	19.5 520	/	7.1 669	/	12.3 367	/	0.4 16	/
平成7年(1995)	13,378	1,704	12.7	7,890	59.0	3,784	28.3	4,286	3.12
増減率 増減数	5.9 837	20.4 438	/	9.4 822	/	12.6 423	/	1.4 59	/
平成12年(2000)	12,387	1,369	11.1	6,982	56.4	4,036	32.6	4,220	2.94
増減率 増減数	7.4 991	19.7 335	/	11.5 908	/	6.7 252	/	1.5 66	/
平成17年(2005)	11,643	1,146	9.8	6,403	55.0	4,094	35.2	4,214	2.76
増減率 増減数	6.0 744	16.3 223	/	8.3 579	/	1.4 58	/	0.1 6	/



<就業者数の推移(国勢調査・常住地)>

	昭和55年(1980)	昭和60年(1985)	平成2年(1990)	平成7年(1995)	平成12年(2000)
就業者数	7,763	7,458	7,013	6,864	6,096
対15歳以上就業率	61.1	60.3	58.1	58.8	55.3
第1次産業	1,836	1,692	1,278	1,218	970
構成比(%)	23.7	22.7	18.2	17.7	15.9
第2次産業	2,868	2,679	2,684	2,468	2,037
構成比(%)	36.9	35.9	38.3	36.0	33.4
第3次産業	3,059	3,087	3,051	3,178	3,089
構成比(%)	39.4	41.4	43.5	46.3	50.7

注) 第3次産業に分類不能を含む

### 3. 町民の意向

合併後における新町のまちづくりに対する町民意向を広く把握するため、平成18年7月に町民アンケート調査を実施しました。この調査結果から町民の現状評価や今後への期待についての主な意向は次のように集約されます。

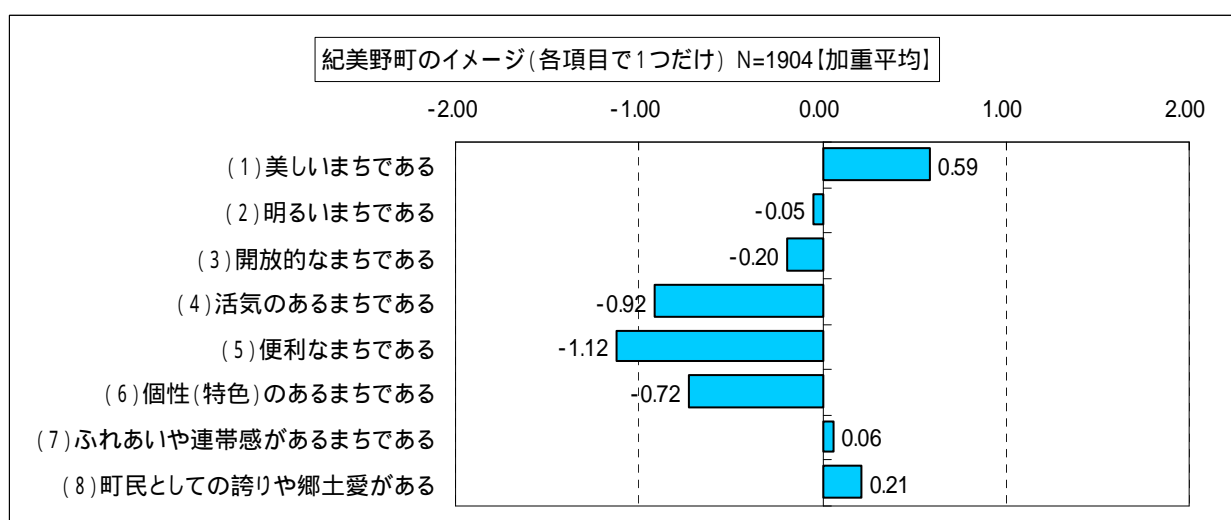
#### < 町民アンケート調査の実施概要 >

調査対象（配布数）	配布回収方法	有効回答数
町内に居住する満18歳以上の町民、4,200名を無作為抽出	郵送	1,904(有効回答率45.3%)

回答者（1,904人）の属性	
性別	男性44.2%、女性51.9%
年齢	29歳以下12.3%、30歳代14.9%、40歳代15.0%、50歳代20.3%、60歳代20.0%、70歳以上16.5%
職業	農林業9.3%、製造・建設業13.4%、商業サービス業10.4%、医療保健・福祉関係5.8%、公務・団体等8.6%、専業主婦(夫)19.1%、学生・無職14.8%、その他15.9%

#### 紀美野町のイメージ

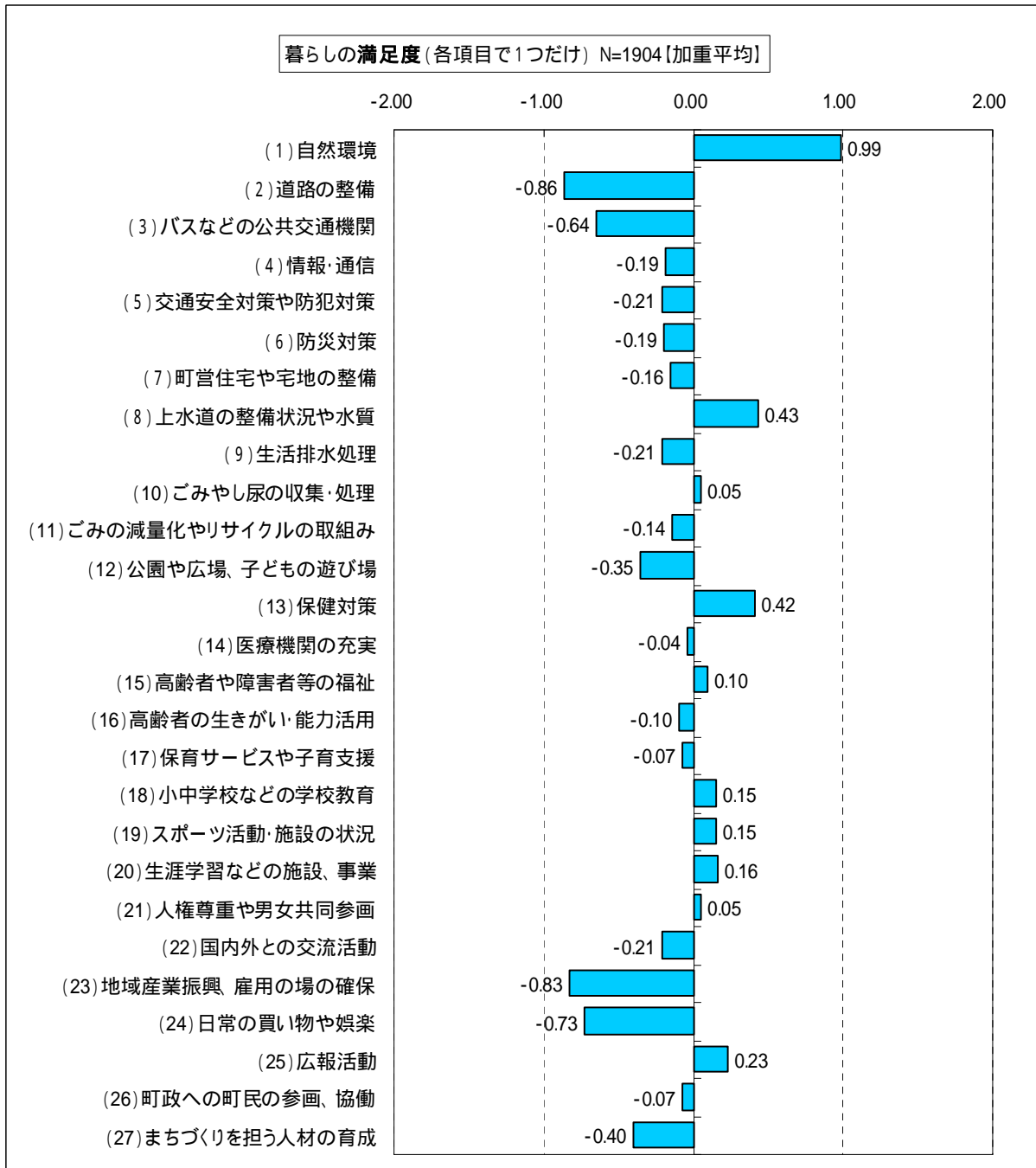
「美しいまち」「町民としての誇りや郷土愛がある」と肯定的に実感されていますが、「便利なまち」「活気あるまち」には否定が強く、「個性（特色）あるまち」も否定されています。



・「加重平均」とは、「そう思う」から「思わない」までの回答者数に、+2～-2までの数をかけて、回答者数(無回答除く)で割った数値です。全員が「そう思う」であれば、「+2」、反対に全員が「思わない」であれば「-2」になります。

## 暮らしの満足度

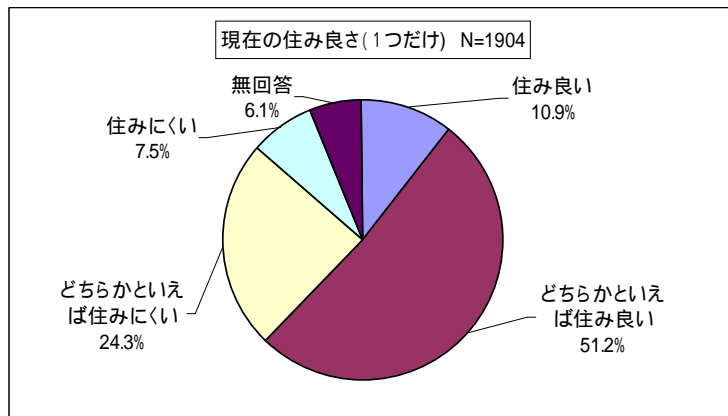
満足は、「自然環境」が最も高く、「水道の整備」「保健対策」が次いでいます。反対に不満は、「道路の整備」「公共交通機関」の交通分野、「地域産業の振興、雇用の場」、「日常の買い物や娯楽」、そして「公園や子どもの遊び場」、さらに「まちづくりを担う人材の育成」が特にめだっており、今後の取り組みを強化することが期待されていると考えられます。



・「加重平均」とは、「満足」から「不満」までの回答者数に、+2～-2までの数をかけて、回答者数（無回答除く）で割った数値です。全員が「満足」であれば、「+2」、反対に全員が「不満」であれば「-2」になります。

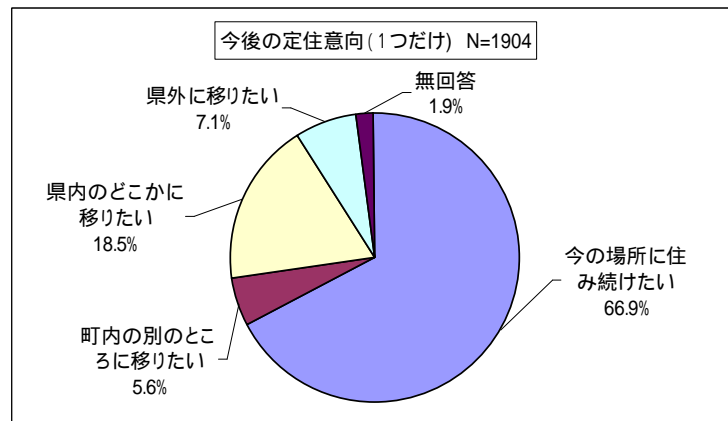
## 住み良さ

紀美野町の住み良さは、「住み良い」6割、「住みにくい」3割の評価となっています。



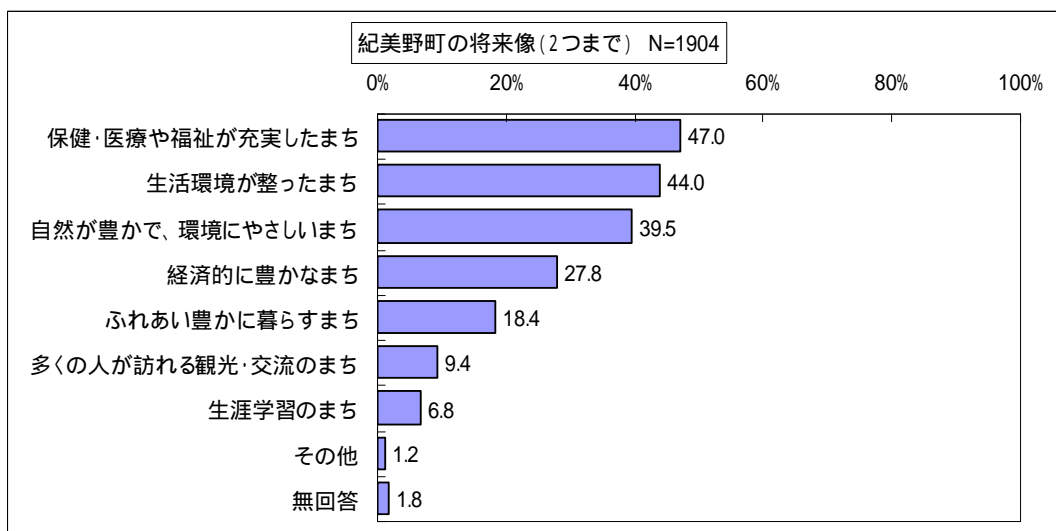
## 定住意向

町内の今の場所や別の場所に“住み続けたい”意向が7割ですが、県内のどこかや県外に“移りたい”が2割と少なくありません。移りたい理由の第1位は「交通の不便」です。



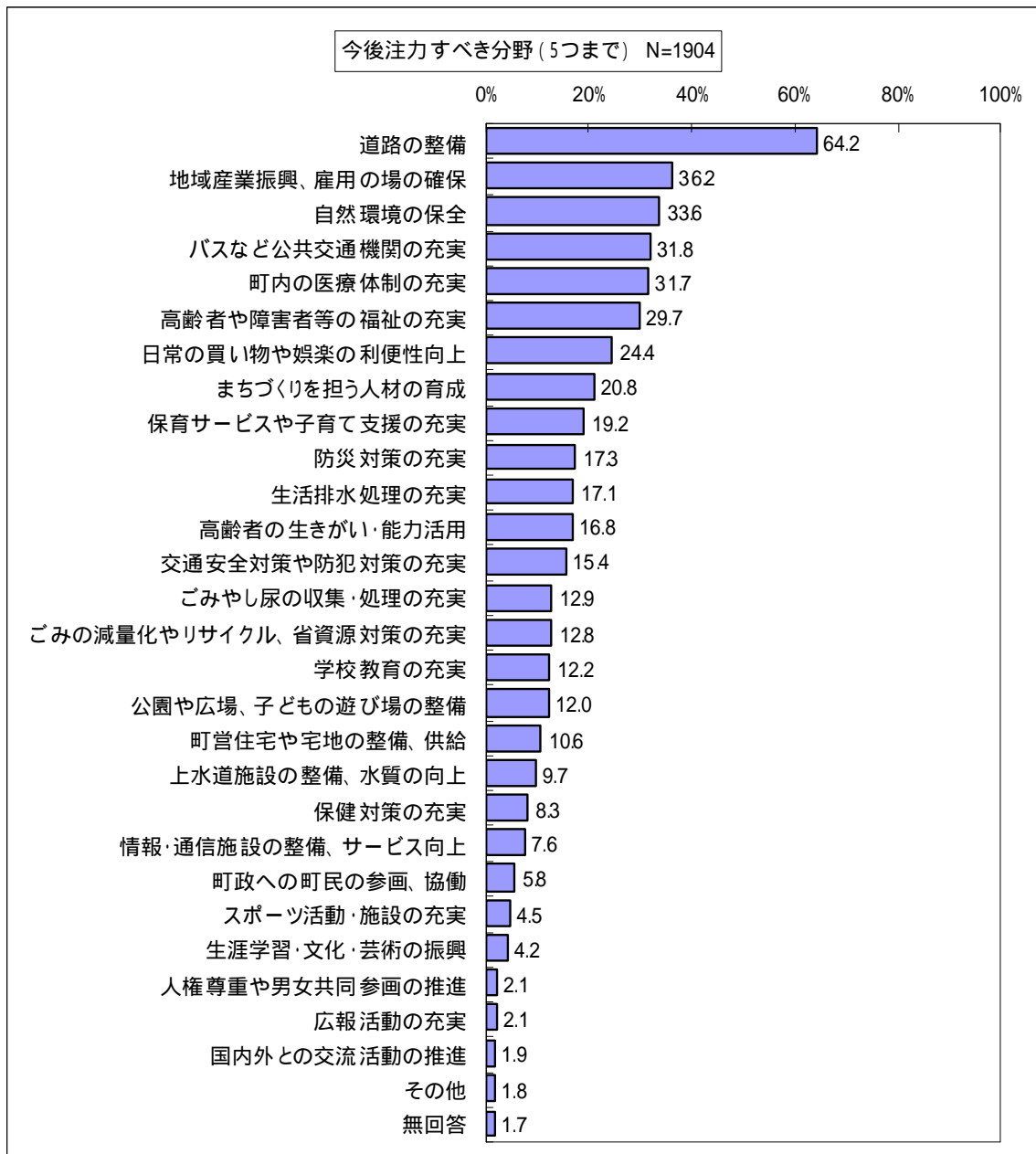
## 将来像

「保健・医療や福祉が充実したまち、生活環境が整った、自然豊かで、環境にやさしいまち」という姿の実現が期待されています。



## 今後、力を注ぐべき分野

今後のまちづくりで重点とすべき課題として、「道路の整備」が第1にあげられ、「地域産業の振興、雇用の場の確保」、「公共交通機関の充実」、「医療体制」と「福祉の充実」、そして「自然環境の保全」が並列的に第2の課題とされています。

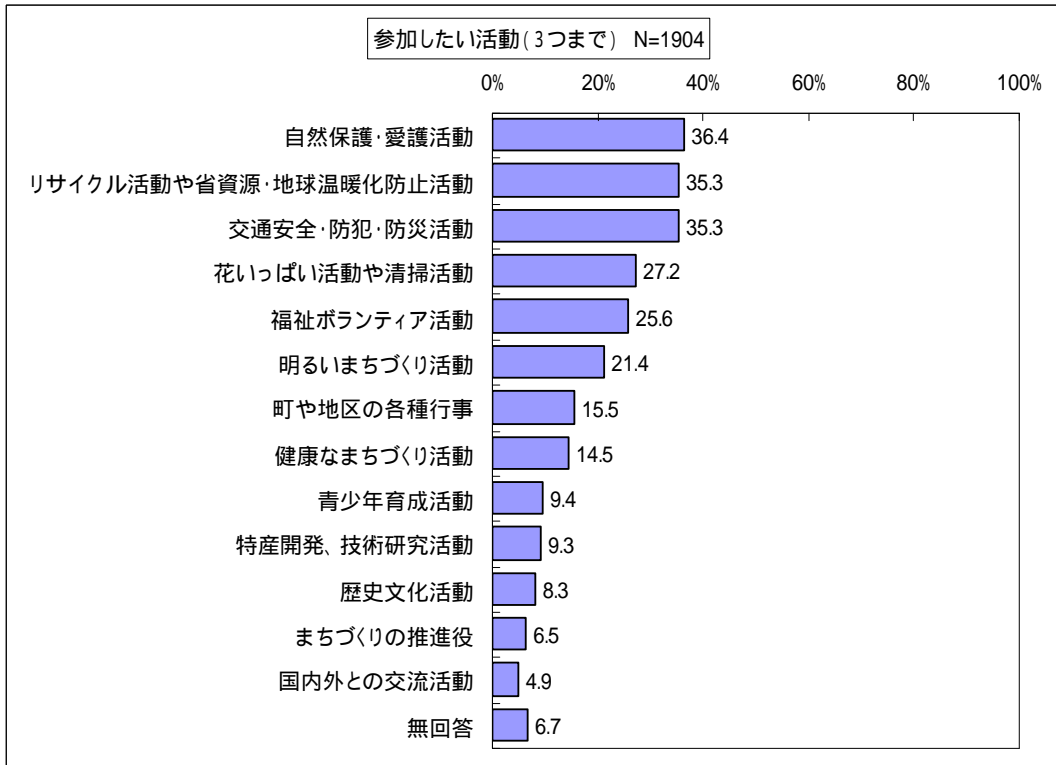


なお、分野別にみると、産業振興では「地域物産や特産品の開発」や「新たな産業の誘致、育成」、観光・交流振興では「自然に親しめる場の整備」と「美しい自然や景観の保全」が特に対策として重視されています。

少子化対策では「若者の定住促進」を第1の課題に、「女性が結婚後も働ける条件」「子育てへの支援」が重視され、子育て支援対策の重点としては「経済的負担の軽減」と「保育サービスの充実」が特にめだちます。

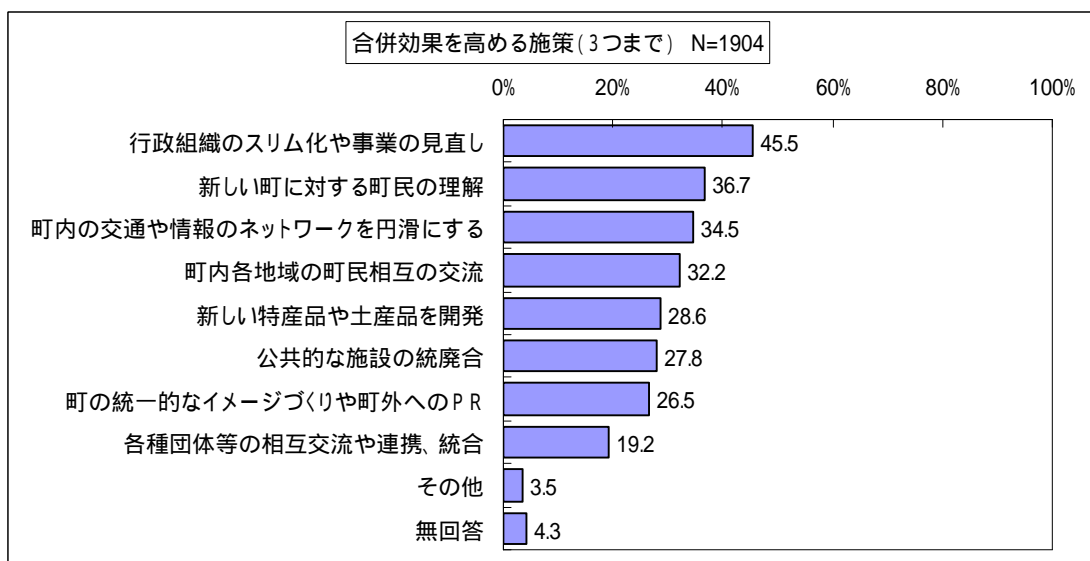
## 町民参画としての活動

参加したい（参画できる）活動として、「自然保護・愛護活動」「リサイクルや省資源・地球温暖化防止活動」という環境保全関連、「交通安全・防犯・防災活動」という安全な生活環境づくりへの参画意向が高いです。



## 合併効果への期待

合併の効果を高めていくための重点施策として、「行政組織のスリム化や事業の見直し」を第1に、「新町への町民の理解」や「町民相互の交流」、「交通や情報のネットワーク」、そして「新しい特産品等の開発」、「統一的なイメージづくりや町外PR」、「公共的な施設の統廃合」と並列的に多様な効果が期待されています。



## 4. まちづくりの主要課題

本町を取り巻く環境変化、町の特性や町民の意向等を踏まえ、今後の紀美野町のまちづくりにおいて、重点的に取り組んでいかなければならない主要な課題とその要点は次のように整理されます。

特に、紀美野町に暮らし続ける人を増やすために、暮らし続けられる条件を着実に改善すること、また、観光交流を強化し、紀美野町を訪れる人を増やすために、新たな魅力を発掘し、長期間滞在できるような条件を着実に整備すること、そして、紀美野町に新たに暮らす、新たな暮らしの受け入れ条件を着実に整備することが重要です。

### (1) 快適・安全・安心な定住環境の整備

「本町に住み続けたい」とする町民の定住意向は高いのですが、道路の整備をはじめ、定住環境の改善への様々な対策が指摘されています(町民アンケート調査)。また、少子高齢化が進む中で人口減少の地域構造が強まっており、着実な定住促進対策が不可欠となっています。今後は、本町に暮らしているからこそ得られる定住環境を実現しなければなりません。

そのため、恵まれた多自然な環境と調和する共生型の生活環境づくり、町民生活の着実な利便性と安全対策など、快適で安全に安心して住み続けられる定住環境の整備を一層強化することが必要です。

### (2) 人間味あふれる社会づくり

町民は、心身の健康を幸福感(豊かさ)の第一に考え、保健・医療や福祉が充実した、生活環境の整ったまちの実現を最も重視しています。また、介護の問題を老後の不安として特に考えています(町民アンケート調査)。今後とも町民相互の支えあいを基盤に、少子高齢化に対応する保健・医療、福祉の一層の充実を進めなければなりません。

そのため、地域医療の確保、保健事業の充実、地域ぐるみの福祉体制の強化や子育て環境の整備など、生涯にわたり生きがいを実感できる地域社会づくりを強化することが必要です。

### (3) 地域資源の活用と融合による産業づくり

町民は、道路の整備をはじめとする暮らしの環境整備とともに地域産業の振興、雇用・就労の場の確保を重点課題として指摘しています(町民アンケート調査)。地域産業の振興、働く場の確保は、本町の経済基盤づくりと地域経済の底上げにとって継続的な課題となります。本町の優位な立地、これまでの産業蓄積や観光・交流の実績を活かしながら、既存企業の振興に加え、新たな産業創造を進めなければなりません。特に、地域が保有する資源を改めて見直し、新たな発想を加え

て、産業相互の連携と融合による産業複合化の推進と新たな付加価値を追求していく地域内発的な産業づくりの促進が重要になります。

そのため、地域産業を取り巻く環境変化に対応し、事業者自らが改善する意識と潜在的な可能性を引き出していくことを基礎にして、環境と共生する農林業、雇用を高め賑わいをもたらす商工業や観光・交流産業の活性化を促進する必要があります。また、産業間交流を促進し、相乗効果と付加価値を生み出す事業を開拓するとともに、地域協働と住民自治のまちづくりと連携し、地域課題の解消に住民が主体的に取り組んでいくコミュニティビジネス<sup>\*</sup>の展開などによる仕事おこしが必要です。

#### (4) 多様な交流ネットワークの形成

本町は、和歌山都市圏に位置し、京阪神地域にも近接し、山間地域であっても広域的に優位な立地条件を有しており、豊かで多様な自然環境とともに数多くの活かしうる資源に恵まれています。これまでの観光づくり、都市と農山村との交流事業や田舎暮らし促進への取り組みの実績を活かし、さらに多くの人々が本町を訪れ、町民との交流を活発化し、交流の成果がまちづくりの各分野に反映されていくことが重要です。

そのため、多様な自然や山里のふるさと環境など、本町の多自然居住の優れた環境などの特性を活かした個性づくりを進めながら、観光・交流客の来訪を促す魅力づくり、リアルタイムな情報発信に努めることが必要です。さまざまな分野での交流ネットワークづくりを進め、多様な交流活動と観光誘客を連動させ、紀美野町ファンの拡大や新たな田舎暮らし定住者の受け入れを促進するなど、交流の力をまちづくりに効果的に活かすことが必要です。

#### (5) 地域一体感の醸成と町民活動の促進

合併後まもない本町においては、未だ合併効果や新町としての地域一体感や2町の融合の力が弱い現状にあります。このような中で町民相互の交流と一体感の醸成は、新たなまちづくりを推進するにあたって不可欠なものになります。町民意向でも合併の効果を高めていくための重点施策として「新町への町民の理解」や「町民相互の交流」が上位にあげられています。(町民アンケート調査)

もちろん意識の醸成には、長い年月が必要ですが、様々な機会をとらえ、新町意識の高揚に取り組んでいかなければなりません。特に、これまで生涯学習を重点としたまちづくりを進め、成果をあげてきた本町において、生涯学習のさらなる推進により、まちづくりを支える人材育成が重要です。また、様々な活動団体が結集して地域活性化をめざす「まちづくり推進協議会」の活動もはじまり、さらに新町としての町民一丸の力を発揮していく必要があります。

---

<sup>\*</sup> ) コミュニティビジネス：地域課題の解消に向けて、既存の行政や企業などでは対応しにくい事業を地域住民が主体となって起業し、ビジネスの手法を活用しつつ、有償でおこなう事業活動であり、地域の需要対応型の小規模ビジネス。

そのため、町民と行政、また町民相互の情報交流と情報の共有化、相互理解を促進するための対策とともに、様々な場面における町民参画と交流の機会を拡大し、地域課題の解消に取り組む町民主体のまちづくり活動を支援し、促進していく必要があります。

## ( 6 ) 新しいまちづくりの仕組みの構築

地方分権や厳しい財政状況など、自治体を取り巻く環境変化のなかで、今までのような公共サービスを維持することが困難になることが予想されており、町民と行政が一体となって“地域力”を発揮する新たなまちづくりの推進体制の構築が求められています。その要点は、「行政内部の変革」とともに、「住民と行政の関係の変革」にあり、町民、コミュニティ組織、団体・NPO等、事業者、そして行政がそれぞれの役割を担うことにあります。

また、少子高齢化が進み、人口減少と高齢化が著しい本町にあって、周辺部集落では、集落の存続、生活の維持が困難になってきている地区の増加も懸念されており、集落再編も踏まえ、新たな地域コミュニティ、住民自治のあり方を検討していかなければなりません。

そのため、町民主役のまちづくりを基本に、「新しい公共空間の形成」を図る行財政改革、まちづくりを支える人材や多様な主体を育成し、地域協働を進める仕組みと住民自治を充実、強化する仕組みづくりに積極的に取り組むことが不可欠です。

## 第 2 部 基本構想 ~ 紀美野町のまちづくり目標を定める

### 第 1 章 まちづくり将来像

#### 1. めざす将来像

紀美野町のみどり豊かな風景、貴志川水系の清流、空一面に広がる満天の星空など、紀美野町の自然は、町民誰もの誇りであり、ここに暮らす人々、訪れる人々にうおいとやすらぎを与える最も大切な資源です。

本町が当面している様々な地域課題の着実な解消を図りながら、山林や田畑などの保全・再生、豊かで快適な暮らしの環境の創造、地域産業の新たな活性化に取り組み、空・山・川の豊かな自然環境を大切にし、次代に継承するまちづくりを進めます。

以上を基本に、本計画がめざす紀美野町の将来像を「空・山・川のふれあいのある 美しいふるさと」とします。なお、この将来像は、「新町建設計画」で合併新町のまちづくりの目標とされたもので、これを継承します。

本計画では、この将来像の実現に向かって「住民と行政がともに力を合わせて地域協働で取り組むまちづくり」を強化するため、「住民活力でつくるまちづくり」をスローガンとして加えます。

空・山・川のふれあいのある 美しいふるさと

～ 住民活力でつくるまちづくり～

この将来像には、次のような姿の実現を託します。

空・山・川の豊かな自然環境の中で、  
町内外の多様な人々が出会い、ふれあい、共に支え合い、  
いきいきと活力にあふれる「美しいふるさと」



< 紀美野町の町章 >

フレッシュ感あふれるブルーと、若葉をイメージしたグリーンは、紀美野町の美しい空と川、そして山の木々の緑を象徴しています。

円を基調とした滑らかなシルエットは、住民の調和による優しいふるさとの姿をイメージするとともに、未来へ向けた発展と飛躍への期待が込められています。

### < 補足説明：住民活力でつくるまちづくり >

本計画の将来像の実現に向けて、スローガンとした「住民活力でつくるまちづくり」には、「新しい公共空間の形成」に向けて「住民と行政がともに力を合わせて地域協働で取り組むまちづくり」を強化することを意図しています。その背景や考え方は、次のとおりです。

#### 地域協働で取り組むまちづくりの必要性

自治体を取り巻く厳しい財政状況の中で、行政と町民の新しい関係を創り上げ、地域活性化を図らなければなりません。また、本町は定住環境の改善など様々な多くの課題を抱えています。さらに、定住促進のためには、就労・雇用の場の創出が不可欠ですが、企業等の誘致や公共事業など従来型の取り組みばかりでなく、地域が保有する潜在力を発揮し、地域の創意で創りだしていく地域内発型の取り組みがより重要になります。

また、このような地域内発型の取り組みを進めていくためには、地方分権、行財政改革の推進において、不可欠な取り組みとなる「新しい公共空間の形成」に向けた「地域協働のまちづくり（地域課題の解決のために、地域社会を構成する多様な主体が連携し、協力して行う）」に重点をおき、地域課題の解消と低減に、住民自らが取り組んでいくコミュニティビジネスの起業など、「地域協働型の事業」が必要です。

#### 地域協働で取り組むまちづくりに不可欠な住民活力の増進

「住民と行政がともに力を合わせて地域協働で取り組むまちづくり」を強化するためには、次のような取り組みが重要です。

住民活力をはじめ、町内外の民間活力を掘り起こし、力を結集し、民間活力を増進して、まちづくりへの効果的な活用を進めていく仕組みを整備していきます。

コミュニティビジネスなど地域課題の解消に、民間（町民・民間事業者や企業等）が主体的に取り組む事業おこしを促進します。

#### コミュニティビジネスについて

行政、既存の企業や事業者では具体化しにくい事業分野を担います。（行政でも企業でも対応できにくい地域の問題に住民自ら取り組む事業です。）

住民自らが主体性を持ち、地域の課題に対して、地域資源（労働力、原材料、技術力等）を活用して取り組む事業おこしです。

新たな自治体経営への変革を図る行財政改革と連動し、指定管理者をはじめ公共的なサービス業務を受託するなど、民間が従来の公共的分野についても、それを担う力を備えていくような民間活力を増進する取り組みとなります。

(コミュニティビジネスについて)

地域の需要を満たす小規模ビジネスで、有償で行う事業となり、雇用・産業の創出や地域への利益還元を伴うものです。

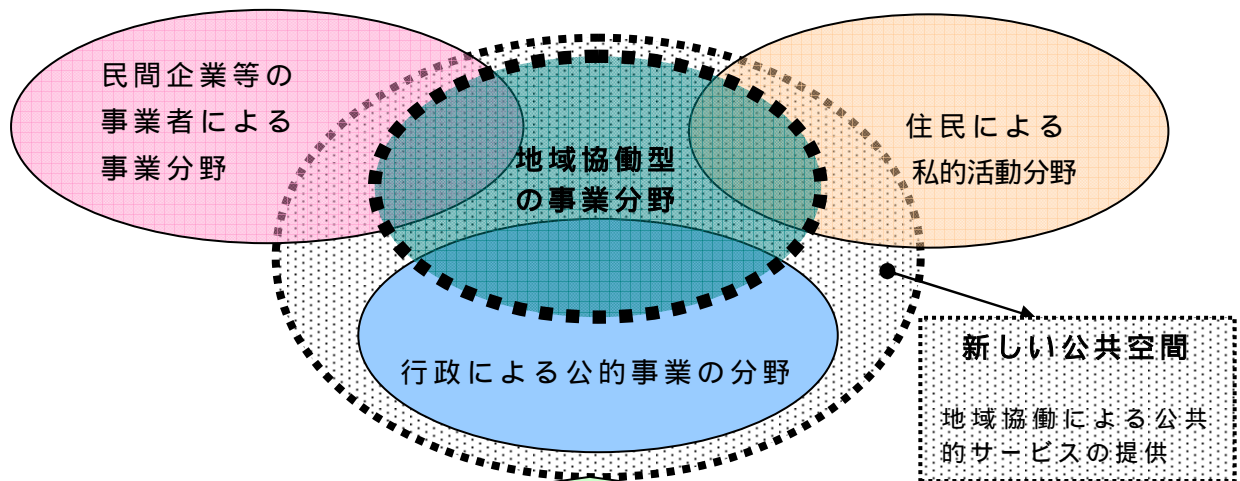
従来の雇用形態になじみにくい高齢者、主婦、また団塊の世代等の退職後の就労・雇用の受け皿ともなります。特に団塊の世代等(ふるさと回帰者等も含め)を地域づくりの重要な戦力と捉え、公的なサービスを消費する側ではなく、提供する側、地域社会を支える側となることを意図します。

事業を担う組織は、事業内容に応じて任意団体、自治会、NPO 法人、組合、会社等事業体など、多様な組織形態となります。

なお、和歌山県(商工労働部商工労働総務課)では現在、次のようなコミュニティビジネスの創出支援が行われています。

- ・「コミュニティビジネス支援センターわかやま」の運営
- ・「コミュニティビジネス」創出支援事業

### 「住民活力でつくるまちづくり」と地域協働型事業の促進の概念



### 住民活力でつくるまちづくり

町内外の民間活力を掘り起こし、力を結集し、民間活力を増進して、まちづくりに効果的な活用を進めていきます。

地域課題の解消に、民間(町民・民間事業者や企業等)と行政の多様な分担と連携により、地域協働で取り組む事業をおこします。

地域協働で取り組む事業は、行政、既存の企業や事業者では具体化しにくいサービス提供や事業の分野を特に担うことをめざします。

## 2. 将来人口

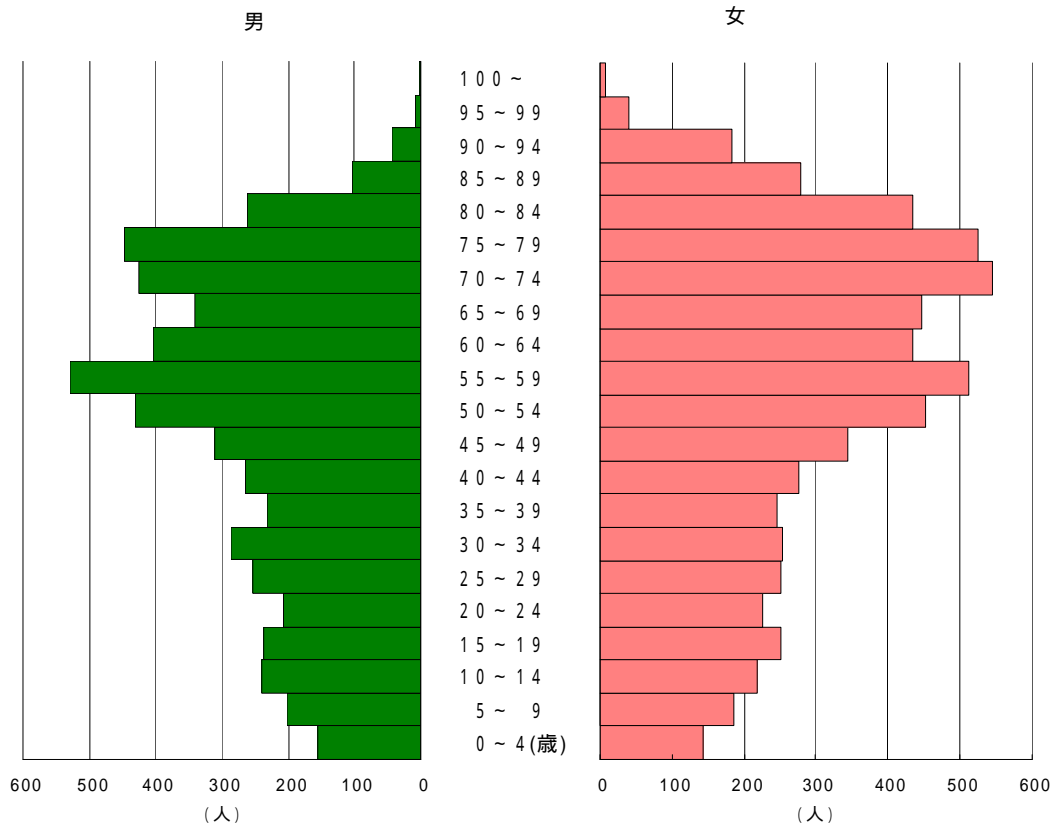
### (1) 人口の推計

本町では、人口減少が続いており、高齢化も著しく、典型的な過疎の地域構造にあります。近年は再び減少幅が強まる傾向がみられ、世帯数においても減少幅の増加傾向がみられます。

年齢階層別（国勢調査）では、年少人口（0～14歳、平成17年9.8%）と生産年齢人口（15～64歳、平成17年55.0%）比率の継続的な低下、老年人口（65歳以上、平成17年35.2%）比率の大幅な増加を継続し、超高齢社会に至っています。

平成12年から17年の人口減少の構造が今後も継続すると仮定した場合、平成22年には約10,800人（平成17年対比で約840人減少）、平成27年には約9,900人（平成17年対比で約1,740人減少）に低下すると推計されます。また、年少人口は平成27年に9%に低下、老年人口は40%を越え、これに伴い生産年齢人口の低下が一層進むものと見通されます。

#### 紀美野町の男女別・5歳別人口構成の現状（平成17年国勢調査）



< 参考 1 >

「コーホート移行率による人口推計・2000年～2005年国勢調査による移行率採用」

3区分	5歳階級	<実績>			<推計>				
		1995年 (H7年)	2000年 (H12年)	2005年 (H17年)	2010年 (H22年)	2015年 (H27年)	2020年 (H32年)	2025年 (H37年)	2030年 (H42年)
	0-4歳	409	338	300	271	242	202	165	139
	5-9歳	563	451	388	344	310	277	231	188
	10-14歳	732	580	458	393	349	314	280	234
	<b>幼年人口計</b>	<b>1,704</b>	<b>1,369</b>	<b>1,146</b>	<b>1,008</b>	<b>901</b>	<b>793</b>	<b>676</b>	<b>561</b>
	15-19歳	795	603	487	384	328	292	262	234
	20-24歳	689	576	434	352	277	236	210	188
	25-29歳	538	576	507	381	309	243	207	184
	30-34歳	515	498	540	474	355	287	226	193
	35-39歳	665	514	479	518	454	341	276	217
	40-44歳	892	653	541	504	545	478	357	289
	45-49歳	1,050	876	654	541	505	546	479	356
	50-54歳	843	1,034	882	657	545	509	550	483
	55-59歳	823	844	1,041	887	661	547	511	552
	60-64歳	1,080	808	838	1,033	879	655	542	506
	<b>生産年齢人口計</b>	<b>7,890</b>	<b>6,982</b>	<b>6,403</b>	<b>5,731</b>	<b>4,858</b>	<b>4,134</b>	<b>3,620</b>	<b>3,202</b>
	65-69歳	1,168	1,025	787	815	1,003	854	636	526
	70-74歳	958	1,078	971	744	770	947	807	601
	75-79歳	660	830	972	875	671	693	852	727
	80-84歳	530	550	698	810	733	564	578	708
	85歳以上	468	553	666	820	973	1,022	956	923
	(65-74歳)	2,126	2,103	1,758	1,559	1,773	1,801	1,443	1,127
	(75歳以上)	1,658	1,933	2,336	2,505	2,377	2,279	2,386	2,358
	<b>老年人口計</b>	<b>3,784</b>	<b>4,036</b>	<b>4,094</b>	<b>4,064</b>	<b>4,150</b>	<b>4,080</b>	<b>3,829</b>	<b>3,485</b>
	<b>合計</b>	<b>13,378</b>	<b>12,387</b>	<b>11,643</b>	<b>10,803</b>	<b>9,909</b>	<b>9,007</b>	<b>8,125</b>	<b>7,248</b>

割合 / 総人	0-14歳	12.7	11.1	9.8	9.3	9.1	8.8	8.3	7.7
	15-64歳	59.0	56.4	55.0	53.1	49.0	45.9	44.6	44.2
	65歳以上	28.3	32.6	35.2	37.6	41.9	45.3	47.1	48.1
	65-74歳	15.9	17.0	15.1	14.4	17.9	20.0	17.8	15.5
	75歳以上	12.4	15.6	20.1	23.2	24.0	25.3	29.4	32.5
	85歳以上	3.5	4.5	5.7	7.6	9.8	11.3	11.8	12.7

推計方法

- \* 男女別の5歳階級人口のコーホート移行率法による (株)日本コンサルタントグループ<sup>®</sup>推計。
- \* 2000年・平成12年から2005年・平成17年の国勢調査(野上町+美里町=紀美野町)の最新移行率を採用。
- \* 5～9歳以上の男女別各階層のコーホート移行率は将来も一定と仮定。
- \* 初級階級(0～4歳)は、2000年(H12年)の{20-24歳+25-29歳+30-34歳+35-39歳}女性人口が2005年(H17年)の男女それぞれの初級階級の人口を生み出すものとし、その発生率は将来も一定と仮定。
- \* つまり、2000年・平成12年から2005年・平成17年、5年間の人口減少構造が将来も続いた場合として推計。

コーホート移行率法について

- \* 人口推計には様々な方法がありますが、市町村等の推計では、一定の期間内で人口構造を大きく変えた要因が無い場合、コーホート移行率法がよく用いられます。
- \* 「コーホート」とは人口学の用語で、同年(または同期間)に出生した集団のことで、その人口集団の軌跡の変化量、変化率(移行率)を用いる方法を一般的にコーホート移行率法といいます。
- \* 今回の推計では、5歳階級別の塊をコーホートとし、コーホート毎に過去の5年間変化率を求め、5年後の人口を推計しています。

## (2) 将来人口指標の設定

本町は、既に顕著な高齢社会が到来し、少子化が進む過疎の地域構造下にあり、今後においても、人口の減少は避けられない状況が見通されます。

このような中で人口減少に歯止めをかけることは容易ではありませんが、住みたい人が住み続けられるための環境改善、田舎暮らしニーズに対応し、住みたい人の受け入れを円滑にする環境整備など、定住促進のための様々な分野での対策を継続的に積み上げ、人口減少幅を着実に抑制・縮小し、定住人口を確保していくことを目標にします。

特に、交通条件の改善を重点に、地域産業の振興と就労・雇用の環境改善、若者・子育て世代の定住促進や新たな定住者を拡大する住宅対策など、定住環境の改善・整備を着実に進めます。また、本町への誘客を拡大する観光・交流事業に積極的に取り組み、交流人口を増加し、町に賑わいをもたらすとともに、交流を力に新たな定住者を創り出していきます。

将来人口指標を設定するにあたり、本計画では、次のような施策を重点的に図ることに留意しました。

### < 定住促進対策の要点 >

住みたい人が住み続けられる暮らしの環境、特に子育て世代が定住できる環境、高齢者が安心して暮らせる環境へ着実に改善すること

地域産業の振興策への取り組みを促進し、就労環境の改善を進めるとともに、幹線道路の整備改善を促進して、周辺地域への通勤就労環境も整え、就労・雇用の創出を着実に積み重ねること。

「わかやま田舎暮らし」モデル事業を展開し、観光振興と交流促進、情報発信の効果として、田舎移住希望（こだわり志向の人たち、豊かなセカンドライフを求める人たち等）の受け入れ環境を整え、新定住者を拡大すること。

団塊の世代等のふるさと回帰（Uターン）による定住を促進する環境を整備すること。

住民活力の掘り起こしと力の結集を図り、地域課題に対応するコミュニティビジネス型仕事おこしを促進し、退職後の就労、団塊の世代等のふるさと回帰型の新定住者及び高齢者や女性の就労など、従来の就労や雇用形態ではなじみにくい人たちの就業を促進すること。

以上から、定住促進を図る施策の着実な推進による、その施策効果を期待し、次のように努力目標としての将来人口を設定します。

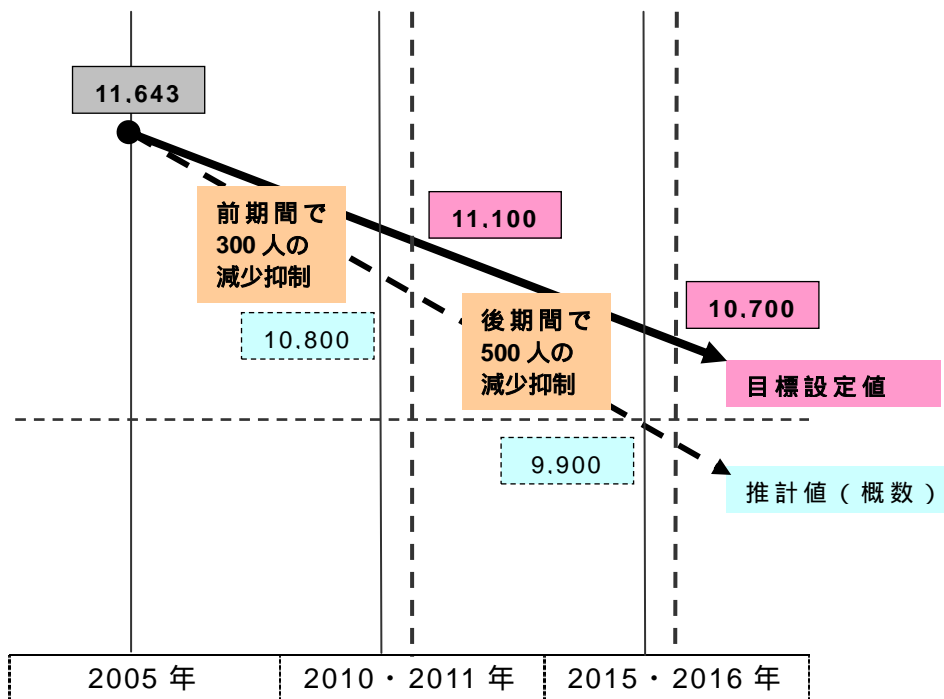
	実績		設定(案)	
	2000年 平成12年	2005年 平成17年	2011年 平成23年	2016年 平成28年
総人口(人)	12,387	11,643	11,100	10,700
増減数	991	744	543	400
増減率(%)	7.4	6.0	4.7	3.6
世帯数(世帯)	4,220	4,214	4,100	4,040
増減数	66	6	114	60
増減率(%)	1.5	0.1	2.7	1.5
1世帯当り人員	2.94	2.76	2.70	2.65

注) 設定は、本計画期間の中間年である2011年(平成23年)、目標年度である2016年(平成28年)としました。

設定値は、国勢調査数値をベースにし、100人単位、10世帯単位で設定しています。

世帯数については、1世帯当り人員に着目し、核家族化と高齢者世帯の増加による世帯当り人員の減少も考慮しながら、極度な人員減少を抑制する設定をしました。

#### 参照：推計と(仮)目標設定による人口減少の抑制



注) 推計値は100人単位で概数化し、目標設定値も100人単位で設定。

### 3 . 土地利用と機能整備の方向

本町の町域面積 128.01km<sup>2</sup>の土地利用の現況は、大きく農業地域、保安林を含む森林地域及び自然公園地域（生石高原県立自然公園、大池貴志川県立自然公園）で構成され、貴志川流域に広がる河岸段丘のわずかな平坦地に集落と農地が集中しています。地目別では、森林が 9,621ha（総面積の約 75%）、農地は約 10%であり、町域面積から森林や水面等を除いた可住地面積は 3,168ha（総面積の約 25%）となっています。

広域的な交通幹線の骨格は、東西を貫く国道 370 号、南北に貫く県道岩出野上線と県道野上清水線、紀州サンリゾート線と主要地方道美里龍神線、さらに、国道 370 号から真国川沿いに北上する主要地方道高野口野上線、町東端を南下する県道花園美里線で構成していますが、いずれも未改良区間が多く、継続的な要請を続けていく必要があります。

このような地勢や交通幹線、地域構造を踏まえ、本町の土地利用については、限られた土地を効果的に活かし、環境の保全と防災対策、また、観光・交流の舞台づくりを重視しながら、利便性や生産性が高く、地域活力を生み出す土地利用を長期的な基本方向にします。

#### < 土地利用の基本方向 >

##### **秩序ある計画的な土地利用**

土地の公益性を尊重し、うるおいとみどりの豊かな自然環境を後世に継承していくため、長期的な視点を持ちながら、秩序ある計画的な土地利用を進めます。

##### **環境保全と安全性を重視した土地利用**

地域の活性化と環境保全の両立をめざし、環境負荷の少ない土地利用を重点とするとともに、自然災害の防止対策や非常時に備える防災対策など、町民生活の安全性を高める土地利用を進めます。

##### **地域性を踏まえた有機的な土地利用**

町内各地域の特性を踏まえつつ、さまざまな資源や要素が有機的に結びつき、相乗効果が得られるような土地利用を進めます。

##### **町内外の交流を活発化する土地利用**

道路整備をはじめ交通・情報ネットワークや拠点機能の適正配置など、利便性の高い基盤整備に努めるとともに、町民はもちろん、都市住民等が様々な活動の舞台（フィールド）として町域を活用するため、町内外の交流促進に効果的な土地利用を進めます。

また、町域の均衡ある発展と一体感を醸成していくために、まちづくりの基本となる広域連携軸や地域連携軸、地区相互のネットワーク型の機能分担と各拠点機能の整備方向を次のとおりとします。

#### < 連携軸と拠点機能、拠点間相互ネットワークの方向 >

##### **広域連携軸・地域連携軸の機能強化**

広域連携軸は、国道 370 号をはじめ、広域的な交通幹線を位置づけ、本町地域の骨格を為すとともに、周辺都市等との東西南北の交流・連携機能の強化をめざします。

広域連携軸は、同時に本町の各地域拠点をつなぐ町域の地域連携軸としても重複して位置づけます。

##### **地域拠点・サブ地域拠点の機能充実**

地域拠点は、現在の役場本庁舎、支所のある地域を位置づけ、町の中核機能、支所機能を維持し、防災や情報拠点、さらに住民への様々な支援機能などコミュニティプラザ機能<sup>\*</sup>)を強化していきます。

また、サブ地域拠点として、出張所・診療所・地区公民館のある地域を位置づけ、防災や情報のサブ拠点となるとともに、住民により身近な支援を行う機能を充実していきます。

この地域拠点及びサブ地域拠点のもとに各集落が結びつく構造になります。

##### **観光・交流拠点の充実**

観光・交流拠点は、観光・交流客を受け入れる主な拠点であり、交流人口を拡大する情報発信、情報提供、体験メニュー等の提供機能を充実するとともに、拠点間相互を結びつける活動プログラム開発などにより、相互の連携を強めていきます。

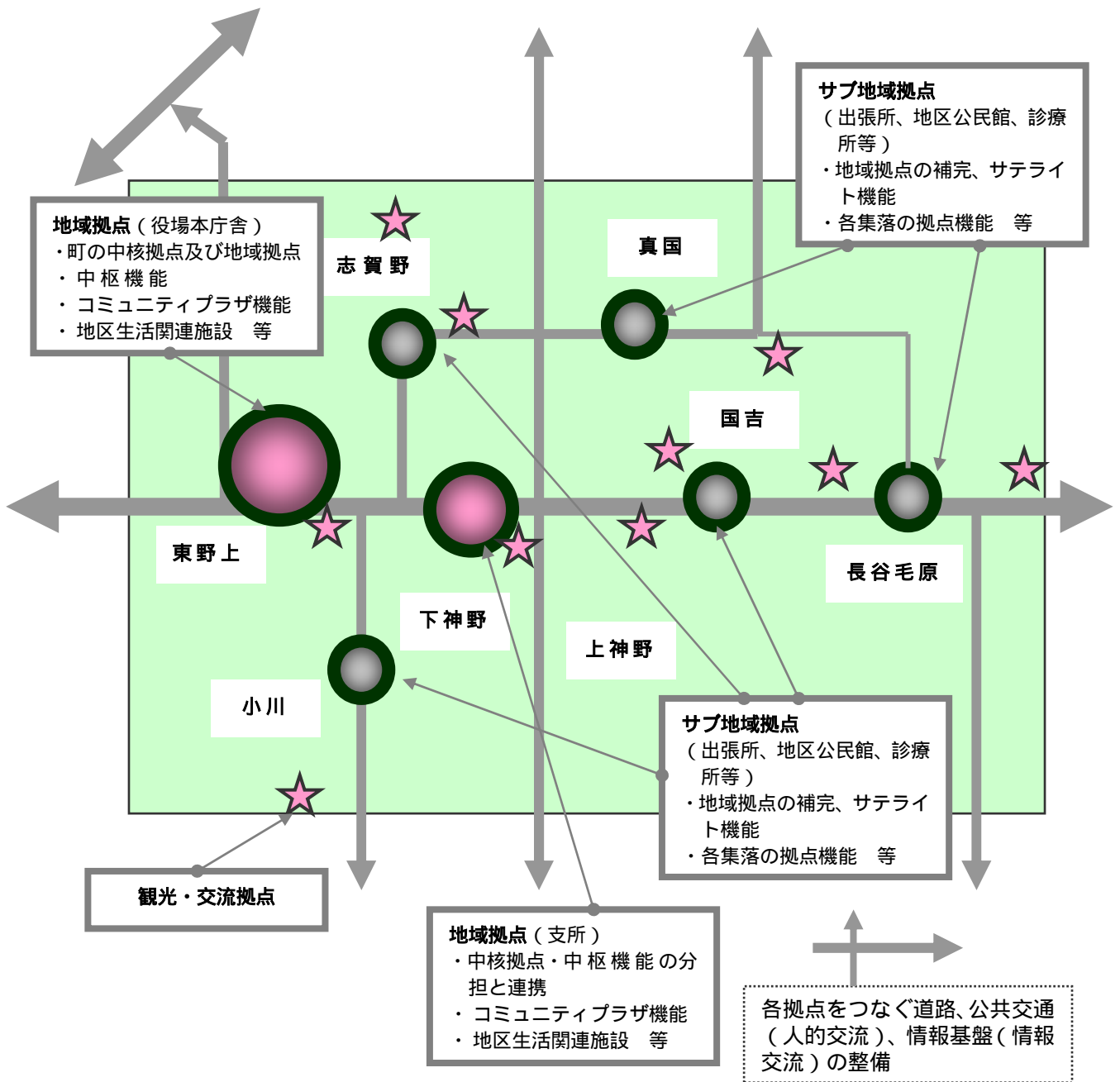
また、様々な観光・交流活動の舞台（フィールド）として町域全体を活用するための起点となります。

##### **町域をつなぐ交通・情報網、ネットワークの強化**

町域に 8 地区、56 の集落が散在する本町において、すべて等しく地域差のない暮らしの環境整備には制約が多いのも事実です。そのため、今後の集落・地域コミュニティ再編、公的施設等の統合を踏まえながら、地域間（各拠点、各集落）をつなぐ道路の整備、交通手段の確保、そして、光ファイバー網など情報基盤を活かした情報ネットワークの強化を図り、町内各地域が相互に必要なサービス機能を補完しあえる連携ネットワーク体制の構築を図ります。

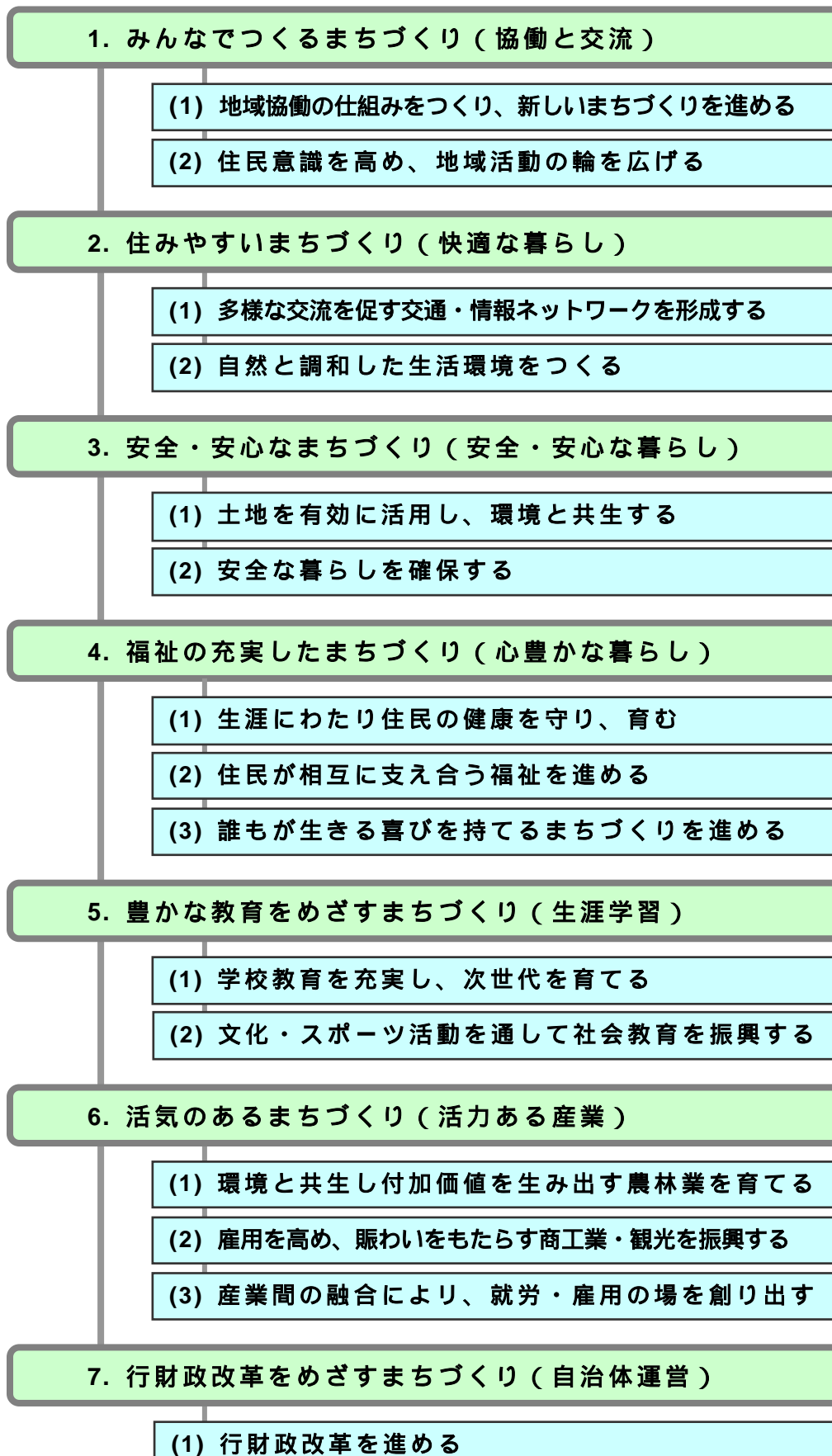
<sup>\*</sup> ) コミュニティプラザ機能：本庁、支所機能など町の行政中枢機能を有するとともに、住民生活の支援と地域活動の支援など公的サービス機能、住民の交流・集会の場、活動組織等の事務所などを備えた地域拠点のことである。一箇所の単体施設ですべての機能を果たすことを意味するのではなく、ある一定のエリアの関連する既存施設の機能充実で対応できる取り組みである。

< 地域拠点・サブ地域拠点のネットワーク体制の概念 >



## 第2章 まちづくりの分野施策の方針

### 分野施策の体系



## 1. みんなでつくるまちづくり（協働と交流）

### （1）地域協働の仕組みをつくり、新しいまちづくりを進める

分権時代にふさわしい地域協働によるまちづくりを推進するため、多様な媒体や手法を用いた広報・広聴活動と適切な情報公開を進め、住民と行政の情報を共有化し、相互の理解を深めていきます。

また、住民自治の確立に向けた指針と地域自治組織など地域協働の体制をつくり、それを支える多様な主体を育成しながら地域分権を推進するとともに、より多くの住民の参画を拡大し、住民と行政が一体となったまちづくりを進めます。

### （2）住民意識を高め、地域活動の輪を広げる

本町のイメージアップに取り組むほか、地域の資源や特性を活かした個性あるまちづくりを進め、新町の一体感と住民相互の融和・ふれあい交流の場を充実していきます。

また、男女共同参画への理解と意識を深める啓発を推進するとともに、住民自治と地域協働の母体となる自治会などコミュニティ機能の強化と組織活動の活発化を支援します。

さらに、本町の特性と人材を活かして、各地との多様な交流活動を推進し、交流の成果がまちづくりの各分野に反映されるよう努めます。

## 2. 住みやすいまちづくり（快適な暮らし）

### （1）多様な交流を促す交通・情報ネットワークを形成する

町内外の交流を活発化する広域幹線道路網の整備を促進するほか、町内各地区の道路交通の円滑化と安全・快適な道路環境づくりを進めます。

また、既存公共交通機関の利用増進と利便性向上を図る一方、全町的な視点から多様な交通手段の確保に努めます。

さらに、光ファイバー網を活かした情報通信基盤の整備拡充と有効利用に努め、情報の円滑化と住民サービスの向上を進めます。

### （2）自然と調和した生活環境をつくる

多自然居住空間の環境を活かし、定住を促進する住宅の整備を進め、宅地の販売を促進します。安全で良質な飲料水を安定的・効率的に供給できるよう、水道施設の整備を進めるほか、公共水域の環境を保全する下水道施設の事業運営、浄化槽普及への支援を図ります。

また、住民・事業者・行政の役割分担により、省資源・循環型社会づくりに取り組み、ごみの減量化とリサイクル活動に努めながら、やすらぎをもたらす公園の整備、景観整備や環境美化活動など、豊かな自然と調和した生活環境の創出を進めます。

### 3 . 安全・安心なまちづくり（安全・安心な暮らし）

#### （1）土地を有効に活用し、環境と共生する

自然の保全と防災に留意しながら、秩序ある土地利用を進めるとともに、水源かん養機能など森林や農地の公益的な機能の保全に努めます。

また、CO<sup>2</sup> 排出量の削減など地球環境問題に対応した環境負荷の低減に取り組みながら、本町の空・山・川の豊かな自然環境を保全・継承します。

#### （2）安全な暮らしを確保する

すべての住民が安全で安心して暮らせるよう、山地や河川の保全・防災対策を進めるとともに、消防・救急・救助体制の充実と消防団の機能強化を図りながら、様々な災害の発生に備え、非常時の情報通信体制や災害資機材、避難場所等の整備、各地域における防災組織や災害弱者の支援体制の強化を進めます。

また、交通事故や犯罪から住民を守るため、道路環境の改善や適切な情報提供に努めるとともに、交通安全や防犯に関する住民主体の取り組みを支援します。

## 4 . 福祉の充実したまちづくり（心豊かな暮らし）

### （1）生涯にわたり住民の健康を守り、育む

住民の心身にわたる健康づくりに対する意識を高め、健康重視の生活を普及・定着させることによって、生活習慣病の抑制や介護予防の充実を図るとともに、保健指導、健康管理の体制強化や各種施設の有効利用を進め、各年代に応じた保健事業を充実します。

また、中核病院の機能強化と各医療機関の連携などにより地域医療体制を充実するとともに、在宅看護や緊急時の医療の確保など、多様な医療ニーズへの対応を進めます。

### （2）住民が相互に支え合う福祉を進める

住民相互で支え合う意識の高揚や福祉ボランティアの確保・育成などにより、地域福祉の推進体制を充実するとともに、高齢者や障害者が暮らしやすいような地域と家庭の環境づくりを促進します。

また、子育て家庭に対する相談指導や保育サービスの充実、安全な子育て環境の整備のほか、学童保育をはじめ地域で子どもを守り育てる活動を推進し、安心して子どもを産み、育てられる環境づくりを強化します

### （3）誰もが生きる喜びを持てるまちづくりを進める

高齢者の健康の保持・増進と地域社会への積極的な参画、能力活用を進め、高齢者の社会的貢献と生きがいのある暮らしの実現に努めます。

一方、介護をはじめさまざまな生活支援が必要な高齢者に対して、家庭での生活を可能とする適切なサービス提供と地域支え合い活動、民間活力の育成・活用などにより、効果的な支援を行っていきます。

また、障害者の自立と社会参加に向けた支援や福祉サービスを充実するとともに、生涯を通じた生活の安定をめざします。

## 5 . 豊かな教育をめざすまちづくり（生涯学習）

### （1）学校教育を充実し、次世代を育てる

学校をはじめ関係機関の連携を強化し、小学校・中学校において一貫性のある教育を推進するとともに、学校運営への地域住民の参加や地域教育資源の積極的活用など、地域と一体となった学校づくりを進めます。

また、学校規模の適正化や校区の見直しを含め、安全で教育効果の高い教育環境を整え、児童生徒の個性や社会の変化、地域課題などに対応した教育を推進するほか、高等学校や高等教育機会の確保、充実に努めます。

### （2）文化・スポーツ活動を通して社会教育を振興する

自ら進んで学ぶ生涯学習社会を浸透していくため、既存の施設が有効に活用されるよう、各施設の機能整備と相互連携を進めるとともに、多様な学習機会と情報の提供、指導体制の充実を図り、自己実現に向けた住民の主体的な取り組みを促進し、さまざまな学習成果が地域社会・まちづくりに還元されるよう努めます。

また、スポーツ施設の整備と有効利用を進め、各種スポーツ事業の充実と地域スポーツ組織の育成を図ります。さらに、本町の貴重な有形無形の歴史文化遺産の調査と適切な保全・継承に努めるほか、それらの情報発信と有効な活用を進めます。

## 6. 活気のあるまちづくり（活力ある産業）

### （1）環境と共生し付加価値を生み出す農林業を育てる

優良農地の保全と生産効率の向上、担い手の確保と生産組織の育成、生産技術の向上と安全・安心な農産物生産、ブランド・流通対策の強化などにより、生産性・収益性の高い中山間地域農業の確立をめざすとともに、地産地消の推進などにより、自給型・小規模農家の農業生産が維持できる環境整備を進めます。

林業については、適切な施業を促進し、森林の保全と豊かな森林資源の育成に努め、経済的価値の向上と公益的機能の強化を進めます。また、農林漁業と観光・交流との連携を図り、環境・体験学習や食育、観光・交流、余暇、生きがいなど農林業が持つ多面的な機能を活用します。

### （2）雇用を高め、賑わいをもたらす商工業・観光を振興する

定住を促進する環境づくりに不可欠な商業機能を維持していくための支援に努めるとともに、多様な消費ニーズと環境変化に対応した商業活動を促進します。

また、既存工業の技術・製品開発や経営安定化を促進するとともに、遊休施設の活用にも対応して、環境負荷の少ない企業・事業者等の誘致に取り組み、そのために必要な立地基盤や支援機能を充実します。

さらに、豊かな自然や特色ある歴史文化などを活かした観光魅力づくりや交流事業を進め、観光資源・施設等を有機的に結びつけ相互に活用する活動プログラムの開発、各種体験交流企画の充実、魅力ある味覚・土産品の提供、PR・情報提供の強化などを図り、観光関連産業を育成します。

### （3）産業間の融合により、就労・雇用の場を創り出す

地域産業相互の連携、異業種間の交流を促進しながら、これまでの産業の蓄積や保有する地域資源を活かし、地域協働で取り組むコミュニティビジネスなど、新たな付加価値を生み出す事業おこしへの支援を強めます。

また、就労・雇用対策と、定住促進や交流のまちづくりと連携させ、団塊の世代等が新たな担い手・後継者ともなるような育成・支援を図るなど、就労・雇用の場の着実な拡大に努めます。

## 7 . 行財政改革をめざすまちづくり（自治体運営）

### （ 1 ）行財政改革を進める

スリムで分かりやすい行政組織を構築するとともに、各種研修や人事諸制度の充実による職員の能力と資質の向上、情報機器の高度利用による事務の能率化と合わせ、住民サービスの向上を図ります。

また、目的管理型の政策形成、予算編成、行政評価のシステムの構築に努めるとともに、既存公共施設と民間活力の有効利用や経費の削減を進め、財政の健全化と公共経営を重視した持続可能な自治体運営をめざします。

さらに、近隣自治体などとの連携を強化し、効果的な広域行政の推進に努めます。

## 基本構想の体系図

